

愛知県営初吹住宅 P F I 方式整備等事業

要求水準書

令和元年 5 月

愛 知 県

- 目 次 -

1 総則	1
(1) 本事業の目的	1
(2) 県営初吹住宅の現状	1
(3) 留意事項	2
2 基本的事項	3
(1) 業務範囲	3
(2) 事業用地に関する条件等	4
(3) 適用法令等	4
(4) 適用基準等	5
(5) 要求水準書の変更	6
3 事業全体に関する条件	7
(1) 事業用地	7
(2) 施設計画	8
4 県営住宅整備に関する条件	11
(1) 対象施設	11
(2) 施設規模	11
(3) 事前調査	13
(4) 建替住棟等の基本設計・実施設計	14
(5) 既存住棟等の解体撤去	15
(6) 建替住棟等の建設工事	16
(7) 建替住棟等の建設に関する工事監理	17
(8) 住宅性能評価及び化学物質室内濃度調査の実施	17
(9) 建替住棟等の竣工検査及び引渡し	17
(10) 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援	18
(11) 家賃算定資料の作成	18
(12) 会計実地検査受検の支援	18
(13) 公有財産台帳登録資料の作成	18
(14) 業務の実施状況についてのモニタリング	18
(15) 瑕疵担保責任	19
5 用地活用に関する条件	20
(1) 民間施設等の整備の条件	20
(2) 業務の実施状況についてのモニタリング	21
(3) 社会情勢の変化などによる措置	21

別紙1：主な関係法令等

別紙2：県営住宅設計基準

別紙3：地質・土質調査業務共通仕様書（参考）

別紙4：化学物質室内濃度調査要領

別紙5：建築工事監理業務委託共通仕様書（参考）

添付資料01：事業用地付近見取図

添付資料02：事業用地現況図

添付資料03：入居者移転計画（基本手順）

添付資料04：土地利用計画図（案）

添付資料05：土地の利用履歴等調査概要

添付資料06：事業用地インフラ関係現況図（参考）

1 総則

本要求水準書は、愛知県（以下「県」という。）が実施する愛知県営初吹住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の事業計画策定業務及び、県営住宅整備業務（本体事業）、用地活用業務（付帯事業）について、要求する性能の水準を示すものである。

なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称で使用される用語の定義と同じものである。

（1）本事業の目的

県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えることのある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところである。

県営初吹住宅については、平成23年度から建替事業を進めており、今回新たな住棟の整備に着手することとした。

整備にあたっては、老朽化した既存の住棟を、民間のノウハウを活用して低廉で良質な住棟へ建替を行うとともに、住棟の集約化により創出された活用用地に地域ニーズに応じた施設導入を図ることで、安心で活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することをめざしている。

このため、本事業においては、特定事業者が県営住宅整備用地内において建替住棟等を整備するとともに、用地活用企業が地域に必要とされる民間施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うことと、県営住宅ストックを安心で活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とする。

（2）県営初吹住宅の現状

初吹住宅は豊田市域の西側に位置しており豊田市の中心に近い。豊田スタジアムまで自動車で約5分程度、名鉄豊田市駅までは約10分程度の位置にある。付近に工場はなく、自然も多く残された地域であり住環境は良い。

計画地南側には市営初吹住宅（平屋建て27棟・111戸）、雇用促進住宅（9階建て1棟・141戸）が建っている。付近に公園が5箇所あり、中でも加茂川公園はテニスコートもあって地域住民に利用されている。また公園の道路を挟んで東側にある高橋コミュニティセンターは、豊田市役所の支所機能を持ち住民の交流の場となっている。

初吹住宅の周辺は住宅街であり、敷地の中央よりやや東側を豊田市道が縦断して二つの街区に分割している。事業対象は西側の街区である。住棟の現状は東側に2棟（A棟：8階建て・63戸、B棟：6階建て・60戸）が建っている。西側の街区には1棟（C棟：平成29年度着工、令和2年1月完成予定、7階建て・84戸）が建設中である。

なお、平成31年4月時点における県営初吹住宅（A街区）の入居世帯数などは、次表のとおりである。

表1（世帯人数別）

世帯人数	単身	2人	3人以上	合計
世帯数	35	44	24	103
世帯別割合	34.0	42.7	23.3	100

表2（世帯構成別）

世帯構成	子育て世帯 (16歳未満を含む)	高齢者世帯 (65歳以上を含む)	その他の世帯	合計
世帯数	12	56	38	106
世帯別割合	11.3	52.8	35.9	100

※子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当する世帯が3世帯あります。

表3（年齢別）

年齢	16歳未満	65歳以上	その他	合計
人数	17	73	128	218
割合	7.8	33.5	58.7	100

現在の建物状況

管理 者	愛知県	汚 水	公共下水道
管理戸数	363戸	雑排水	公共下水道
住宅棟数	8棟	給 水	豊田市上水道
敷地所有	愛知県	ガス	都市ガス
所 在 地	豊田市京ヶ峰1丁目	学 区	市木小学校
構 造	耐火構造		高橋中学校
階 数	地上5,6,7,8階建		

（3）留意事項

本事業は、入居者のいる既存住棟の近接地において実施することとなるため、入居者の居住環境をはじめ、安全及び利用勝手などに十分配慮した計画とすること。

2 基本的事項

(1) 業務範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとする。

ア 事業計画策定業務

入札手続において提出した事業提案書に基づき、建替住棟等及び民間施設等の整備に関する事業計画の策定を行う。

イ 県営住宅整備業務（本体事業）

特定事業者は、事業用地及びその周辺において以下の業務を行う。

(ア) 事前調査業務

- ・測量調査
- ・地質調査
- ・周辺家屋調査
- ・電波障害調査
- ・PCB含有調査
- ・アスベスト含有材など使用状況調査
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 既存住棟等の解体撤去に関する業務

- ・既存住棟等の解体撤去に関する設計
- ・既存住棟等の解体撤去工事
- ・既存住棟等の解体撤去に関する工事監理
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 建替住棟等の整備に関する業務

- ・建替住棟等の基本設計及び実施設計
- ・建替住棟等の建設工事
- ・建替住棟等の建設に関する工事監理
- ・設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得
- ・住宅瑕疵担保責任保険への加入または保証金の供託
- ・化学物質の室内濃度測定
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) その他の業務

- ・本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続
- ・地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応
- ・完成確認、所有権の移転及び引渡し
- ・事業用地の確定測量・分筆登記
- ・瑕疵担保検査の実施
- ・社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援
- ・会計実地検査の支援
- ・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 用地活用業務（付帯事業）

用地活用企業は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。

活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。

なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な用地活用業務については、建替住棟等整備後速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとする。

(2) 事業用地に関する条件等

ア 立地条件

事業計画地	愛知県豊田市京ヶ峰1丁目1-1他 (添付資料01:事業用地付近見取図及び添付資料02:事業用地現況図参照)
事業用地面積	約22,700m ²
用途地域等	第一種中高層住居専用地域
容積率／建蔽率	150%／60%
日影規制	8時～16時 測定点4.0m 5mライン3.0時間 10mライン2.0時間
その他	豊田市景観計画により景観計画区域（市街地ゾーン）に指定されている。 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条及び第86条の2に係る認定等は受けていない。

イ 現況図等

- 添付資料01:事業用地付近見取図
- 添付資料02:事業用地現況図
- 添付資料03:入居者移転計画（基本手順）
- 添付資料04:土地利用計画図（案）
- 添付資料05:土地の利用履歴等調査概要
- 添付資料06:事業用地インフラ関係現況図（参考）

ウ 埋蔵文化財

事業用地の一部が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内（高橋遺跡。とよたiマップ内「文化財・遺跡マップ」参照：URL <https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal>）であるため、本事業を実施するにあたり、県教育委員会による事前の試掘調査が必要となる。手続き等については、県教育委員会と協議し、適切に実施すること。

万一工事中に埋蔵文化財の発見があった場合は、直ちに工事を中止し、文化財保護法に基づいてすみやかに届け出ること。

(3) 適用法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、PF1法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守することとする。

主な関係法令等は「別紙1：主な関係法令等」を参照すること。

(4) 適用基準等

ア 設計・施工

建替住棟等の設計・施工を行うにあたっては、愛知県県営住宅条例（昭和28年条例第13号）第3条の2から第3条の10の整備基準及び以下の方針等を遵守すること。

- ・別紙2：県営住宅設計基準
- ・別紙資料03：県営住宅安全なまちづくり設計方針
- ・別紙資料11：子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針

その他、以下の基準等の最新版を参考とすること。ただし、「別紙2：県営住宅設計基準」に「公共住宅建設工事共通仕様書適用」と記載あるものは、「公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）」の該当部分を適用すること。

- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所監修）

イ 積算

建替住棟等の工事費内訳明細書を作成するにあたっては、以下の基準等の最新版を参考とすること。

- ・公共建築工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ・公共住宅屋外設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）

ウ その他

以下の基準等の最新版を参考とすること。なお、各基準等の間で疑義が生じた場合は、県と協議の上、適否について決定することとする。

- ・長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編（建設省住宅局住宅整備課監修）
- ・共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説（財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター企画編集）
- ・公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説
- ・建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（国土

交通省通達平成15年7月3日)

- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月 国土交通省）
- ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成26年6月 環境省水・大気環境局大気課）
- ・建築設計業務委託共通仕様書・同様式
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・建築工事事務の手引・同様式（愛知県建設局）
- ・建築工事品質管理要領（資材編）
- ・建築工事品質管理要領（施工編）・同様式（愛知県建設局）
- ・施工計画書作成の手引（建築工事編）（愛知県建設局）
- ・公共住宅建設工事特記仕様書
- ・公共建築工事特記仕様書

（5）要求水準書の変更

県は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。以下に、要求水準書の変更にかかる手続きを示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

ア 要求水準書の変更の手続き

県は、事業期間中に次の（ア）から（ウ）のいずれかの事由により要求水準書の変更を行う。変更の手続きについては、特定事業契約書で定める。

- （ア）法令の変更等により業務内容を変更する必要が生じたとき。
- （イ）災害、事故等により特別な業務を行う必要が生じたとき。
- （ウ）その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

イ 要求水準の変更に伴う契約変更

県と特定事業者は、要求水準書の変更に伴い、特定事業者が行うべき業務内容が変更されたときは、必要に応じ、県営住宅整備の対価等について、特定事業契約書の変更を行うものとする。詳細については、特定事業契約書で定める。

3 事業全体に関する条件

(1) 事業用地

添付資料04「土地利用計画図（案）」に示すように、本事業では事業用地を県営住宅整備用地と活用用地に分割し、県営住宅整備用地においては建替住棟等の整備を行い、活用用地においては民間施設等の整備を行う。

事業用地の使用期間中は、事業者は敷地の安全管理に努めることとし、本事業以外の目的で使用してはならない。

事業者は、事業の実施にあたり、関係法令に従い関係機関と協議の上、事業用地周辺の公衆の利用に支障がないようにするとともに、利用者の安全管理に努めること。

ア 工区設定

本事業では、事業用地を第1工区、第2工区に区分し、建替住棟等及び民間施設等の整備を行う。第1工区はA街区東側とし、第2工区はA街区西側とする。（「添付資料02：事業用地現況図」参照）

県営住宅整備用地と活用用地の分割は、「添付資料04：土地利用計画図（案）」に示す境界位置（第1工区内）を参考に事業者の提案によるものとする。

イ 建替手順

本事業では、建替の工程計画は事業者の提案とするが、「添付資料03：入居者移転計画（基本手順）」に示す基本的な手順に従って工程計画を提案すること。

なお、既存住棟2号棟、5号棟及び6号棟の入居者はすべてC棟（現在建設中。令和2年2月1日管理開始予定）に移転する予定である。

ウ 許認可等における基本的な考え方

事業者は提案に応じて、必要な許認可等の手続きを行うとともに、申請等に必要となる費用を負担すること。

なお、C棟及び集会所の建築基準法上の敷地は、「添付資料02：事業用地現況図」に示すとおりである。C棟完成後、続いて行われる既存住棟2号棟、5号棟及び6号棟の解体撤去後に、建築基準法第18条第16項に基づく工事完了通知書を豊田市建築主事に提出し、同条第17項に規定する検査を受けることになる。本手続きは、県が行い、手数料についても県が負担する。また、建替住棟等の同法第6条第1項に規定する建築に関する確認及び申請（以下「確認申請」という。）は、C棟の同法第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けた後になる。

建替住棟等の確認申請は、事業者の提案に応じて行うこととなるが、当該行為による既存住棟（C棟及び集会所等含む）への影響には十分注意し、事業用地全体の法適合性の確保を担保すること。

エ 給水加入金

県営住宅整備用地における給水加入金の納付は不要とする。

オ 公共下水道受益者負担金

事業用地全体における公共下水道受益者負担金の納付は不要とする。

カ 水道・電気・電話・ガス等整備

県営住宅整備に必要な水道配水管、ガス管及び電柱・電線等の敷設、撤去、移設又は増径等は適切に検討し、県及び豊田市、関係機関等と協議のうえ決定し、適正に事務手続きを行い、移設等を実施すること。参考として、インフラ関係の現況を「添付資料06：事業用地インフラ関係現況図（参考）」に示す。

また、事業用地現況敷地内にある上記インフラ施設の移転等の費用については、事業者の負担とする。

なお、事業用地内には、現在、豊田市上下水道局管理の水道本管が布設されているが、本事業に合わせて事業用地内にある水道本管は廃止することになる。（位置は「添付資料02：事業用地現況図」参照。）建替住棟及び既設集会所は、本事業にてC棟建設工事において設置する給水分岐に給水配管を接続すること。（位置は「添付資料04：土地利用計画図（案）」参照。）

事業者は豊田市上下水道局と調整し必要な手続きを行うこととし、県は、当該水道本管の廃止手続きに要する費用（豊田市上下水道局が行う端部キャップ止めに係る負担金）を負担する。

また、当該水道本管の廃止に伴い事業用地内にある既設消火栓（「添付資料02：事業用地現況図」参照。）は、豊田市消防本部からは移設不要と聞いている。

キ その他

事業者は、建替住棟等の基本設計が完了した時点を目途に、事業用地からの濁水流出防止事業について矢作川沿岸水質保全対策協議会と協議を行うこととする。

(2) 施設計画

施設計画の策定にあたっては、過去における共同住宅建設での経験等を反映するとともに、次に掲げる点を十分に踏まえた計画とすること。

- ・県営住宅として入居者が健康で文化的な生活を営むに足る、シンプルで機能的な計画とすること。
 - ・耐用年数70年を前提とした、管理が容易で維持費の低減に配慮した計画とすること。
 - ・付帯施設等について、入居者が行う清掃等日常管理の負担軽減を考慮した計画とすること。
- この他、次のアからケに示す事項に留意すること。

ア 周辺環境

- ・日影・風害・電波障害等について周辺環境に配慮すること。
- ・周辺住民のプライバシー確保に配慮すること。
- ・近隣の戸建住宅等民間施設に対する圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど周囲の環境に配慮すること。

イ 緑化等

- ・緑化等により周辺の環境に配慮すること。

ウ 意匠・景観

- ・建替住棟等のデザイン等については、周辺建築物など街並み景観との調和や周辺環境の将来的な変化に配慮するとともに、暖かみのある意匠・景観とすること。
- ・県営住宅整備用地内は埋設配管を原則とするとともに、電柱等の設置について、電力会社等関

係機関と十分な協議を行い、景観上配慮すること。

- ・電気室等を設置する場合は、敷地周辺の道路からの景観に配慮し、道路側から見えにくい配置とするなど対策を講じること。ただし、やむを得ず道路に近接して配置する場合は、親しみのある外装材やデザインの採用、植栽を施す等の対策を講じること。

エ 安全・防犯

- ・歩車分離を行うなど、歩行者の安全に配慮すること。
- ・車両等の出入り口については、関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した配置とすること。
- ・防犯灯や街灯等を適切に配置して、防犯上配慮した計画とすること。
- ・配置計画等に際しては、見通しの確保に配慮すること。
- ・消防車両の進入路については、関係法令等を遵守すること。
- ・玄関庇の上や屋上等への人の侵入防止対策を施すこと。
- ・堅樋等を伝っての住戸への侵入防止対策を施すこと。
- ・廊下及び階段には手摺を設置すること。
- ・廊下等には転落防止のための柵を設置すること。
- ・共同アンテナ等高所設置工作物などの落下による危害を防止する対策を施すこと。
- ・廊下等共用部照明器具の損壊による危害を防止する対策を施すこと。
- ・標示板等の損壊による危害を防止する対策を施すこと。

オ 良好なコミュニティ

- ・良好なコミュニケーションが図られるように、適度な開放性を持たせた施設計画及び住戸配置に努めること。
- ・住棟内に入居者間の交流が促進できるような共有スペースの整備に努めること。
- ・外部空間等の共用スペースは、日常的な交流の場としての活用に努めること。
- ・緑地や広場等を適切に配置し、近隣を含めた良好な住環境を確保するよう努めること。

カ ユニバーサルデザイン

- ・高齢者、障がい者など、誰もが安全に、安心して生活できるよう、住戸内、住棟内のバリアフリーに加え、敷地内通路、駐車場などの整備にあたっても、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた生活しやすい環境づくりに配慮すること。

キ 維持管理への配慮

- ・ライフサイクルコスト（LCC）の観点から、将来にわたる維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上に配慮すること。特に、住棟は耐用年数 70 年を前提とした配慮をすること。
- ・使用する建築資材や設備機器等の選定にあたっては、計画修繕や空家修繕、設備更新時のコスト縮減に配慮するとともに、耐候性や耐久性に配慮すること。
- ・エレベーターや集合郵便受への風雨吹込防止に配慮すること。

ク 環境共生への配慮

- ・環境負荷の軽減や循環型社会の実践など、地球環境に配慮すること。
- ・雨水利用、雨水浸透、リサイクル材やエコマテリアル、省エネ機器の使用、ごみの減量化、緑化率の向上、ライフサイクルCO₂縮減など、環境共生に配慮すること。ただし、売電目的又は住棟

内設備への電気供給を目的とした太陽光発電設備を設置することはできない。

ケ 配置

- ・入居者の通勤・通学・買い物など、日常生活における動線を考慮した計画とすること。

4 県営住宅整備に関する条件

(1) 対象施設

対象となる施設は、建替住棟及び付帯施設等からなり、将来的な維持管理等を考慮するとともに、安全・安心で良好な居住環境を備えた県営住宅として整備すること。

整備に当たっては、耐候性や耐久性に配慮しつつ、あらゆる入居者にとって管理及び生活がしやすいものとするとともに、修繕費用等について入居者の過度な負担とならないように配慮すること。

(2) 施設規模

ア 建替住棟

(ア) 住戸数及び住戸構成

- ・戸数は36戸とすること。
- ・住戸タイプごとの住戸数は次表による。また、住戸タイプごとのプランは、次に示す許容面積を満足すること。なお、住戸タイプ2DKSとは、2DKの高齢者向け住宅（シルバーハウジング）を示す。

住戸タイプ	2DK	2DKS	3DK
住戸数	19戸から24戸	4戸	8戸から13戸
許容面積	ダイニングキッチン 居室 収納 玄関 便所 浴室 洗面・脱衣室 ホール	15.0m ² 以上 合計17.9m ² 以上 合計3.3m ² 以上 1.8m ² 以上 — — — —	16.0m ² 以上 合計26.7m ² 以上 合計4.1m ² 以上 1.8m ² 以上 介助スペースを内法で長辺1.3m以上確保すること。 — — — —

- ・2DK及び3DKの住戸数は、上記表内の範囲内で事業者の提案によるものとする。なお、2DK、2DKS及び3DKの合計戸数は36戸とする。
- ・共用廊下に面した空調室外機置き場の上部を屋内空間として使用する場合、居室の面積には、当該部分の面積は含まない。
- ・住戸タイプ毎に住戸専用面積を算定すること。住戸専用面積には、バルコニー部分及び廊下に面するパイプスペース、メーターボックスの面積は含まない。
- ・1種類の住戸タイプにプランは2つまでとする。なお、左右反転は同一プランとみなす。ただし、異なるプランの住戸専用面積は、小数点以下2位を切り捨てた数値が同じとすること。

- ・高齢者向け住宅の標準仕様等については、「別紙－2：県営住宅設計基準」を遵守すること。

(イ) 規模・配置計画等

- ・住棟の主要な構造部は、住棟の耐用年数70年を念頭に、コンクリート系構造とすること。ただし、構造上重要でない壁に限り、コンクリート系構造以外の構造も認める。
- ・入居者の通勤・通学・買い物など日常生活における動線に配慮した、住棟や付帯施設の配置、敷地内通路等の計画を行うこと。
- ・幼児・児童の遊び場や入居者の交流など、周辺住民を含めた住民間のコミュニケーションの生まれる、将来用途変更が可能な空間（1箇所、2DK相当の規模以上）を住棟内に配置すること。
- ・複数棟を可とする。
- ・良好な日照環境の確保など、周辺への配慮に努めること。

(ウ) 居住環境

- ・防災性、防犯性の向上や日照・通風・プライバシーの確保等に配慮すること。
- ・住棟にはバルコニーを設けること。
- ・入居者にとって使いやすく、便利な間取りや建具、設備とすること。
- ・入居者構成や将来的な生活様式の変化に対応しやすいよう配慮すること。

イ 付帯施設等

(ア) 敷地内通路

- ・人と車両の動線について明確に分離する等、安全性を確保すること。
- ・住棟の出入口付近、エレベーターホールや歩行者用通路沿いに、オープンスペースやベンチを配置するなど、入居者等の交流や憩いの空間を確保すること。

(イ) 駐車場

- ・平面駐車場とし、91台（入居者用）のスペース（1台あたり2.5m×5.0m）を確保すること。なお、91台のうち、55台はC棟の入居者用の駐車場として整備すること。（添付資料04：土地利用計画図（案）に示す位置を基本とする。また、工事期間中、C棟建設工事において整備する駐車場（29台）が使用できなくなるため、事前に工程等について自治会等と調整すること。）
- ・入居者用とは別に、介護者専用駐車場を住棟ごとに1台のスペース（3.5m×5.0m）確保すること。
- ・入居者用とは別に、生活援助員（ライフサポートアドバイザー=L S A）用駐車場を1台（2.5m×5.0m）確保すること。
- ・上記駐車場とは別に、集会所利用者用駐車場を3台（1台あたり2.5m×5.0m）確保すること。配置については、集会所利用に配慮すること。
- ・住棟に近接する場合は、植栽等でライト、排気ガス対策を行うなど、入居者の良好な生活環境に配慮すること。
- ・タイヤが接する可能性のあるブロックの隅切りを行うなどタイヤ破損防止対策を行うこと。
- ・車路部に無断駐車を起こさせない配置計画とすること。

(ウ) 自転車置場

- ・自転車置場は、屋根付きとし、1戸あたり1.5台のスペース（1台あたり0.5m×2.0m）を確保すること。
- ・外灯又は照明器具を設け、夜間でも必要な照度を確保し自転車の盗難防止に配慮すること。

(エ) 植栽植樹

- ・敷地面積の3%以上の緑化を行うこと。
- ・植栽植樹にあたっては、低高木をおりまぜ四季を通じて花などを楽しめるよう考慮すること。

(オ) 共用倉庫

- ・原則、各住棟の階段下部を利用し、共用倉庫を設置すること。ただし、階段下部を利用できないやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(カ) ごみ置場

- ・建替住棟と分離させ、豊田市と調整し、適切な場所に整備すること。また、ごみ収集車両の寄り付き、清掃、メンテナンス、小動物による汚損等に十分に配慮すること。
- ・各住棟からの距離や動線、排気口の向きなど、利用者の利便性や周辺環境等に十分配慮するとともに、清掃等用に給排水設備を用意すること。

(キ) 案内看板

- ・県営住宅整備用地内に県営初吹住宅団地の案内看板を設置すること。

(ク) 消防水利・消防活動空地

- ・消防水利（防火水槽及び消火栓）、消防活動空地については、豊田市及び管轄の消防署と協議し、適切に整備すること。

(ケ) 電気室・受水槽・ポンプ室等

- ・電気室等は、必要に応じて、建替住棟と別棟とし、適切な場所に整備すること。
- ・車両の寄り付きや、メンテナンス等に十分に配慮すること。
- ・受水槽、給水ユニット等は、C棟建設工事において建替住棟分を含めた容量を確保する（令和2年1月頃予定）。建替住棟等の給水は、C棟建設工事において設置する給水分岐に接続する計画とすること。（給水分岐の位置等は「添付資料04：土地利用計画図（案）」参照。）

(コ) ガスガバナー（用地）

- ・事業用地南西端にある既設ガスガバナー（位置は「添付資料02：事業用地現況図」参照。）は、ガス事業者により第1工区内の県営住宅整備用地内に移設を予定している。事業者は、県営住宅整備用地内にガスガバナーの移転先の用地を確保すること。また、移設時期等について、ガス事業者と協議すること。なお、県営住宅整備用地内に確保するガスガバナー用地については、以下の基準を満足すること。

用地の面積	16m ² (4 m × 4 m)
用地の位置	添付資料04：土地利用計画図（案）に示す範囲内とする。
その他	・フェンスについては、ガス事業者が当該用地内に設置することとする。

(3) 事前調査

ア 测量調査

事前に県が実施している測量調査に関する情報は、実施方針とあわせて公開した参考資料「確定図」に示すとおりである。

また、本事業に必要となる測量調査は、必要な時期に適切に実施すること。

イ 地質調査

隣接地におけるボーリングデータは、実施方針に関する質問の回答とあわせて公開した資料「前工区の工事図面（初吹住宅建築工事（第3工区））」に示すとおりである。

本事業に必要となる地質調査は、「別紙3：地質・土質調査業務共通仕様書（参考）」に基づき、必要な時期に適切に実施すること。

ウ 周辺家屋調査

工事に伴って周辺家屋等に棄損等を及ぼすおそれがある範囲については、事前に調査を行い、棄損等があった場合は、事後調査の上必要な時期に適切に対策を実施すること。

エ 電波障害調査

テレビ電波障害調査は、机上検討及び事前調査を必要な時期に適切に実施し、障害対策が必要な場合は、事業者の責において、速やかに行うこと。また、事後調査の結果、障害対策が必要となった場合も同様とする。なお、障害対策設備の維持管理に関する負担金は、県営住宅整備費用に含むものとする。

オ PCB含有調査

PCBを含有するシーリング材及び電気設備の有無について事前調査を行い、その結果を県に報告すること。

カ アスベスト含有材などの使用状況調査

県が事前に実施した調査の結果、住戸内台所壁の石綿板の配管継手部ガスケット、物置屋根の波形スレート、ベランダ隔て板及び目隠しの石綿板、各棟屋根のアスファルトルーフィングについては、採取が困難またはアスベスト含有がほぼ確実であると判断できることから採取・分析は行わず「アスベスト含有みなし」とする。

その他の部位に使用されている材料を含め、既存住棟等について、設計図書や現地の確認、必要な分析を実施し、アスベスト含有材の使用部位の把握を行なうこと。

(4) 建替住棟等の基本設計・実施設計

ア 設計業務

基本設計・実施設計の範囲は、建替住棟等の整備に関する全ての工事を対象とする。

特定事業者は、特定事業契約後速やかに事業提案書に基づき基本設計を行い、県によるモニタリングを受けなければならない。

特定事業者は、県のモニタリングによる確認後の基本設計に基づいて実施設計を行い、県によるモニタリングを受け、設計成果物を納品しなければならない。

県は、基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及びサービス対価の支払額の変更を伴わず、かつ特定事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。

イ 許認可申請業務

特定事業者は、県営住宅等の整備に必要な関係機関等との協議及び申請等の手続きを行うこと。

(5) 既存住棟等の解体撤去

ア 解体撤去対象施設等

特定事業者は、次表に示す事業用地内の既存住棟等を解体撤去する。ただし、県と協議して建替住棟等の整備の障害とならないものについては、この限りではない。

県営住宅整備用地において、建替住棟等の整備の障害にならない既存杭の残置を認める。残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。

活用用地内において、既存住棟の基礎及び基礎下1.1mまで杭の撤去を行うこと。なお、基礎下1.1m以下の杭の撤去に係る費用については用地活用企業の負担とする。

既存住棟等について、事前調査を適宜実施し、解体撤去工事の計画・設計に反映させること。

既存住棟						
住棟番号	建設年度	構造	階数	戸数	住戸タイプ	延べ面積(m ²)
1号棟	昭和47年	RC造	5階建	40戸	3DK	2,028.80
2号棟	昭和47年	RC造	5階建	40戸	3DK	2,028.80
4号棟	昭和47年	RC造	5階建	50戸	3DK	2,536.00
5号棟	昭和48年	RC造	5階建	50戸	3DK	2,536.00
6号棟	昭和48年	RC造	5階建	20戸	3DK	1,014.40
7号棟	昭和48年	RC造	5階建	40戸	3DK	2,143.20
付帯施設	自転車置場、児童遊園、ポンプ室等					

イ 解体撤去工事の施工計画

特定事業者は、解体撤去工事にあたり、適切な工法選定と施工計画の作成を行い、県のモニタリングを受けるものとする。なお、施工計画で想定していない状況があった場合の計画変更については、県と協議の上、進めるものとする。

ウ 解体撤去工事の施工

解体撤去工事の施工は、振動や騒音等の対策を適切に行うなど、周辺地域へ十分配慮するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置の上、工事を進めること。

既存住棟等にアスベスト含有部材の使用が認められる場合、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」及び「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づき適切に処理を行うこと。

設備の撤去に関しては、使用中の既存建築物に支障がないか確認し、必要に応じて仮設や移設等の処置を講ずること。

エ アスベスト含有材等の処理費用

住戸内台所壁の石綿板、物置屋根の波形スレート、ベランダ隔て板及び目隠しの石綿板、各棟屋根のアスファルトルーフィングは、アスベストを含有しているものとして除去処分することとし、

これらの撤去に係る費用については、特定事業者が負担する。

4（3）カの後段の調査結果により、既知となっていないアスベストが存在することが判明した場合は、その除去処分方法について、県に提案し確認を得るものとする。県が確認した当該アスベストの除去処分に起因して発生した追加費用のうち、県は合理的な範囲の費用を負担するものとする。この際、特定事業者は当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

（6）建替住棟等の建設工事

ア 一般事項

- ・関係法令等を遵守し、安全や環境に配慮した施工計画とすること。
- ・建替手順を踏まえた無理のない施工計画とすること。
- ・入居者等の安全性、利便性に配慮すること。
- ・事業実施にあたっては施工に限らず、地域経済等への貢献に努めること。
- ・工事にあたっては、公的機関等（警察・消防・道路・水道・電気・ガス・電話・学校等）及び地元関係団体等（自治会・町内会等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
- ・適切な品質管理に努め、特に現場で行う工程の品質確保の向上を図ること。
- ・発生する建設廃棄物は法令に基づき適正に処理するとともに、資源リサイクルの促進に努め、環境負荷低減の工夫をすること。
- ・災害の発生防止や周辺地域へ災害が及ぼない対策を施すこと。
- ・万一の事故発生時に適切な処置が行える体制を構築すること。
- ・周辺の公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議の上、特定事業者の負担により復旧すること。

イ 周辺への配慮

- ・近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむを得ず補償等が生じた場合は、特定事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- ・工事にあたっては、地域住民と十分に協議し、必要な対応を行うこと。
- ・工事時間については、周辺住民の生活に配慮し、原則として、午前9時から午後5時までの時間帯とすること。また、日曜日・祝祭日の作業は原則禁止とする。ただし、周辺住民等からの同意が得られた場合はこの限りではない。
- ・工事期間においては、夜間の周辺地域の安全性に配慮して防犯灯を適切に設置すること。
- ・特定事業契約締結後は、既存住棟等及び本事業用地の管理は特定事業者で行うことになるため、既存住棟等への第三者の侵入防止及び草刈りの実施などを適切に行うこと。

ウ 工事車両及び歩行者等の通行の確保

- ・事業用地周辺の施設状況を調査し、工事関係車両の通行における安全対策や、騒音・振動・塵埃等の抑制に配慮するとともに、自治会や学校等と協議、調整を行うこと。
- ・県営住宅内の歩行者及び車両の安全な通行を確保すること。
- ・工事に伴い通行できなくなる敷地内外の通路は、居住環境と利便性に配慮し、必要に応じて付替え対策を行うこと。

- ・仮囲い（カラー鋼板等）の角地部分は見通せる構造とするなど、安全に配慮した形状とすること。
- ・通行止めを行う場合のほか、工事車両進入路において歩行者と工事車両が交差する箇所や、工事車両の誘導が必要な箇所には交通誘導員を配置するなど、適切な安全対策を講じること。

(7) 建替住棟等の建設に関する工事監理

工事監理業務に当たる企業は、工事監理者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を設置し、その者の氏名、有する資格など必要な事項について、県の確認を受けること。なお、建設業務に当たる企業が工事監理業務に当たる企業と同一である場合は、品質の確保が可能であることが明確な工事監理体制を構築し、県の確認を受けること。

工事監理者は、平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号を遵守するとともに、建替住棟等の整備業務が設計図書及び本要求水準書等に基づき、適切に行われていることを確認すること。また、特定事業契約書、設計図書等の内容について熟知し、かつ工事現場及び現場周辺の状況に精通し、工事が円滑かつ適正に施工されるように監督することとし、工事監理に当たっては、「別紙5：建築工事監理業務委託共通仕様書（参考）」を参考とすること。

なお、建設業務に当たる企業への指示は書面で行うとともに、県のモニタリング時の求めに応じ、当該書面を提出すること。

また、基礎、柱、大梁の配筋の施工写真を構造の単位ごとに、断熱材の施工写真を部屋ごとに撮影し、県に提出すること。

(8) 住宅性能評価及び化学物質室内濃度調査の実施

ア 設計・建設住宅性能評価

特定事業者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）に基づき、指定住宅性能評価機関より設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の交付を受けること。この際の要求性能は、「別紙2：県営住宅設計基準」における「別紙資料04：公営住宅等整備基準での性能表示制度の要求性能」に表示する等級以上とする。

イ 化学物質の室内濃度測定

本事業に必要となる化学物質の室内濃度調査は、特定事業者が必要な時期に適切に実施すること。また調査にあたっては、「別紙4：化学物質室内濃度調査要領」を遵守すること。

(9) 建替住棟等の竣工検査及び引渡し

ア 建替住棟等の竣工検査

特定事業者は、自らの責任及び費用において、建替住棟等の竣工検査（設備・器具等の試運転検査を含む。以下同じ。）を実施する。なお、エレベーターについては、引渡し後3か月間は特定事業者が無償で保守点検を行うこととする。

検査の実施にあたっては、事前に県に通知し、県は、特定事業者による竣工検査に立会うことができるものとする。

特定事業者は、竣工検査の結果を、必要に応じて、建築基準法第7条第5項による検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告するとともに、ウの竣工確認を受ける

こととする。

イ 竣工確認及び引渡し

県は、特定事業者による建替住棟等の竣工検査の終了後、以下の（ア）から（エ）の方法により竣工確認を行う。確認の結果、特定事業契約書の内容に適合していると判断された場合、特定事業者は、県に対し建替住棟等の引渡しを行うこととする。なお、鍵の引渡しをもって建替住棟等の引渡しとする。また、入居者の決定しなかった住戸に和室がある場合、特定事業者は、県と協議の上、窓へカーテンを設置するなど畳等の日焼け対策を行うこととする。

- （ア）竣工確認は、特定事業者の立会いの下で実施する。
- （イ）特定事業者が用意した施工写真等施工記録、許認可及び各種申請書等の図書の確認を行うとともに、建替住棟等の現地確認を実施する。
- （ウ）特定事業者は、設備・器具等の取扱に関する県への説明を実施する。
- （エ）特定事業者は、竣工確認に際し、必要な竣工図書一式を提出する。必要とする竣工図書は、事前に県が指示するものとする。

(10) 社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援

特定事業者は、県が実施する社会資本整備総合交付金申請に必要な関係書類（施設ごとの工事費等の積算内訳書、交付金申請用資料（各種図面、面積表等）や色分け図面等）の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠に係る各種資料等の作成などを行うこととする。

(11) 家賃算定資料の作成

特定事業者は、県が家賃算定の根拠とするための、各住戸の住戸面積の構成や、工事費内訳等の資料を県と協議の上作成し、引渡しの2か月前までに提出することとする。

(12) 会計実地検査受検の支援

本事業は国の会計実地検査の対象となることから、特定事業者は、事業期間中に県が受検することになった場合、資料作成や会計検査院への説明補助、現地調査への立会等により、県を支援することとする。

(13) 公有財産台帳登録資料の作成

特定事業者は、建替住棟等を県に引き渡す際に、県がそれらを公有財産台帳へ登録するための工事費内訳等の資料を県と協議の上作成すること。

(14) 業務の実施状況についてのモニタリング

県は、特定事業者が行う業務の実施状況について、モニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、以下のとおりとする。なお、モニタリング図書等の報告の受領、確認を実施することによって県が設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

ア 設計時

- ・設計着手前に、設計に関する工程表を県に提出し、確認を受けること。
- ・基本設計について、特定事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受けること。
- ・実施設計について、特定事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受けること。
- ・設計の進捗状況について、特定事業者は県の求めに応じて隨時報告を行うこと。

イ 工事施工時

- ・建設工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受けること。
- ・建設工事の進捗及び施工状況等について、県に報告し、県の求めに応じて説明を行うこと。また、県は、事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができるものとする。
- ・施工に関する検査又は試験の実施について、事前に県へ通知すること。県はこれらに立ち会うことができるものとする。
- ・建替住棟等の施工期間中、県の求めに応じ、中間確認を受けること。

ウ 解体撤去時

- ・解体撤去工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受けること。
- ・解体撤去工事完了時に、特定事業者が完了検査を行った結果を必要書類を添えて県に報告し、完了状況の確認を受けること

(15) 瑕疵担保責任

県は、それぞれの建替住棟等の所有権移転・引渡し日から5年以内（ただし、植栽の瑕疵については、1年以内）に建替住棟等に瑕疵が発見された場合、特定事業者に対してその責任と費用負担において、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

県は、特定事業者の故意又は重大な過失に起因する瑕疵及び品確法に定める住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵については、それぞれの建替住棟等の引渡し・所有権移転の日から10年が経過するまでその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

特定事業者は、それぞれの建替住棟等の所有権移転・引渡しの日から、別途県が特定事業者と協議の上定める日までの間（ただし、2年間を下回らないものとする。）、建替住棟等の不具合に関する入居者からの申し出があり、県が対応を指示した場合には、直ちに現場確認を行い、必要な調整や入居者対応等の初期対応を行った上で、その内容及び結果を県に報告することとする。現場確認の結果、修補を要することが判明した場合において、それが瑕疵に該当する場合には、特定事業者は、速やかに然るべき修補を行った上で、県に報告することとする。ただし、県が修補に代えて特定事業者に対する損害賠償を選択した場合はこの限りではない。また、特定事業者が修補を行った場合であっても、県が上記に従い、特定事業者に対する損害賠償を請求することは妨げられないものとする。

5 用地活用に関する条件

(1) 民間施設等の整備の条件

付帯事業として用地活用企業が行う用地活用業務は、本体事業と相関し一体的に実施することにより相乗効果を発揮できるよう、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用すること。

活用用地は、添付資料 04「土地利用計画図（案）」に示すとおり、第 2 工区及び第 1 工区北側を基本とする。（県営住宅整備用地との境界位置は事業者の提案による。）

なお、提案における活用用地の面積は、12,000 m²以上とすること。

ア 活用用地の土地利用に関する事項

- ・付帯事業として行う用地活用業務は、本体事業と一体的に実施することによる相乗効果を発揮できるよう、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用すること。
- ・土地の有効活用を図り、周辺地域との調和や多様な世代の居住に配慮し、地域のまちづくりに資する計画とすること。また、事業用地周辺の環境に十分配慮した計画とすること。
- ・活用用地について、豊田市からは、「宅地供給の観点から、特に可能な限りの住宅数供給が可能となる活用手法を検討していただきたい。」との配慮事項が示されている。なお、これ以外の社会福祉施設その他の提案を妨げるものではない。
- ・事業用地第 2 工区内には現在、赤道があるが、令和元年度内に払い下げを受ける予定である。
(位置は公開資料「確定図」参照。)
- ・事業用地第 2 工区内に街区多角点（国土交通省設置）があるため、造成工事等により撤去しないよう注意すること。（位置は「添付資料02：事業用地現況図」参照。）
- ・事業用地第 2 工区内の通路の一部が、豊田市道認定を受けている。（位置は「添付資料02：事業用地現況図」参照。）

イ 活用用地における制限

活用用地においては、事業提案書に基づき、自ら建築物を建築し、土地を所有したまま自己の業務を行う場合の他、次の（ア）又は（イ）に掲げるものについて認める。

- （ア）自ら建築物を建築して土地とともに販売（自らが販売するもの他、仲介業者や販売代理を介する場合も可）すること（建売住宅など）。
- （イ）土地をエンドユーザーに事業提案書に沿った建築条件付きで販売すること（売建住宅など）。

ウ 都市計画法に係る開発許可に関する事項

現行の開発許可基準で許可見込のある提案を行うこと。なお、提案書提出後の開発許可基準の変更により、提案どおりの事業ができない場合は、県と協議の上、提案内容を変更し、用地活用ができるものとする。

エ その他

- ・活用用地内に杭を残置した場合は、残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 35 条に規定する重要事項の説明等において、当該事項を当該土地の買主に対して説明すること。
- ・活用用地の対価に関する参考価格については、入札説明書を参照すること。

(2) 業務の実施状況についてのモニタリング

用地活用企業は、県が要請したときは、活用用地における民間施設等の整備状況について、県に報告し、県の実地調査（民間施設等の整備状況が事業提案書等に定められた水準を満たしているか否かについての調査）に協力するものとする。

なお、この調査は、活用用地の用地活用企業への所有権移転登記をした日から工事が完了（施設整備を伴わない場合は宅盤整備工事の完了、施設整備を伴う場合は当該施設の整備工事の完了）するまでの間とし、最長で所有権移転登記をした日から 10 年間とする。

(3) 社会情勢の変化などによる措置

事業者は、事業提案書にて提案した用地活用計画について、事業提案書どおりに実施しなければならない。

ただし、社会情勢の変化等、真にやむを得ない場合は、県と協議の上、同じ用途に限り提案内容を変更し用地活用ができるものとする。